

15.3.6

第 号

等は前より二日には全員悉く終りて一致の行動に次を總収集に移つたのである。
會社の暴虐振りは之水だけによらず大會社が毎月幾々に課してゐる強制
賄金の徴収と然れども薪水一円に對し全額などと云ふは賄金が幾十ヶリで
工場を止らざ等と畢竟を吐いて来た「拂はうとも一ぱい」である。

大井地方の全労働者諸君！斯く如き會社の暴虐に對し、然しは初志、實
徴乞期と一系列大體えど、資本家との横暴と官憲の迫害とは益々然
の結果を圖へますやあらう。如何にも困難かあらうと云ふが、會社の暴虐を僅ち然
然の資本の實徴する點は最後まで諦めずと決心であります。同じ階級の労働の
上に立つ當労者諸君！一人の労働者の利益を被覆せよ！諸君は會社、懲罰と行動を
助之一致協力によつて労働者の利益を被覆せよ！諸君は會社、懲罰と行動を
看視せよ！諸君の熱烈なる意欲に上つて、然るに勝たる努力せよ！

二月 四日

日本光学工業大井工場參議團

東邦大井工場前九月三五

勞動者四一四號

大正十五年三月二日

警視総監太田政弘

内務大臣若槻禮次郎殿
東京警備司令官殿
社會局長官長岡隆一郎殿
憲兵司令官殿

北海道京都大阪神奈川愛知

兵庫福岡廣島岡山静岡埼玉

宮城岩手青森各廳府縣長官殿
東京地方裁判所檢事正殿